

令和2年6月1日
エネサーブ株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響に伴い電気料金の支払い猶予等、柔軟な対応を要請されていることを受けまして、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまに対して、以下の通り特別措置を講じることといたしますので、お知らせいたします。

<当社と電気需給契約を継続中のお客さま>

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等で各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（本年3月25日受付開始）」を受けているお客さまで、支払が困難である旨を当社にお申し出をされたお客さま。

2. お申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社担当営業または当社コールセンター（TEL：0120-109-246 平日9：10～16：30）へお申し出ください。

3. 特別措置の内容

本年5月分の電気料金の支払期日を原則として2ヶ月間延長し、6月分の電気料金の支払期日を原則として1ヶ月間延長いたします。

以上